

審査項目と採点方法の補足

平成29年6月22日
 平成29年6月29日(改正)
 平成30年6月22日(改正)
 令和2年2月3日(改正)
 第48回JAS展実行委員会

樹種名、構造材の種類、等級、寸法、製造業者名、結束材の入り数等が、荷口の大半において無い場合又は規格で定められた等級以外の製品は、審査対象外とする。

(※この補足で言う、「5本につき5点減点」とは、5本中に1本ある場合は1点減点、2本ある場合は2点減点、3本ある場合は3点減点、4本ある場合は4点減点、5本ある場合は5点減点の意味である。)

なお、得点数が100点を超える場合は、100点とする。

1. 製材規格による計量の良否(20点)

[略]

※寸法マイナス(ただし、甲種枠組材、乙種枠組材及びMSR枠組材については、1.5mmを超える寸法マイナス)については、1本につき20点減点。なお、減点の上限は20点とし、それ以上の減点を行わない。

2. 製材技術の良否(10点)

ひきむら、ひきはだ、ひき曲り

1本につき 1~2点減点

3. 表示と結束の良否(20点)

(1) 樹種名

ア. 表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 不鮮明なもの

5本につき

5点減点

ウ. 樹種名の誤り

1本につき

4点減点

(注)AS表示枠内に産地名を記載したものは、5本につき5点減点

(2) 構造用の種類又は誤り等の表示

ア. 甲Ⅰ、甲Ⅱ、乙表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 甲Ⅰ、甲Ⅱ、乙表示が不鮮明なもの

5本につき

5点減点

ウ. 甲Ⅰ、甲Ⅱ、乙表示の誤り

1本につき

4点減点

(3) 等級

ア. 星印又は等級表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 星印又は等級表示が不鮮明なもの

5本につき

5点減点

(4) 寸法

ア. 表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 不鮮明なもの

5本につき

5点減点

ウ. 寸法の一部欠落

5本につき

5点減点

エ. 表示順の異なるもの

5本につき

5点減点

オ. 寸法単位の異なるもの

5本につき

5点減点

ただし、寸法単位の違うものに、単位を表示していれば減点対象外(例:105mm×105mm×3m)

(5) 乾燥材

ア. 表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 表示の誤り

1本につき

4点減点

ウ. 表示の不鮮明なもの

5本につき

5点減点

(6) 生産業者名

ア. 表示が無いもの

1本につき

20点減点

イ. 不鮮明なもの

5本につき

5点減点

ウ. 略語(不明確なものや屋号を含む。)

5本につき

5点減点

(7) 結束材	ア. 入り数表示が無いもの	1束につき	5点減点
	イ. 入り数表示の誤り	1束につき	5点減点
(8) 表示の良否	ア. JAS規格に定める表示禁止事項に該当するもの	1本につき	4点減点
	イ. その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示	1本につき	4点減点
	ウ. 表示が全体的に不完全なもの	1本につき	4点減点
(9) JASマークの下に県コード・認証番号等が記載されているもの及び認証機関名の無いもの		5本につき	5点減点

※表示の無いものについては、1本につき20点減点(ただし、減点の上限を20点とし、それ以上の減点は行わない。)

4. 品等(品質、性能)の良否(20点)

ア. 階級が下がるもの	1本につき	20点減点
イ. 階級が上がるもの	2本まで	減点無し
ウ. 階級が上がるもの	3本	1点減点
エ. 階級が上がるもの	4本以上	2点減点
オ. 格外になるもの	1本につき	20点減点

5. 乾燥の良否(20点)

表示した基準に適合しないもの	1本につき	4点減点
----------------	-------	------

※ 5本すべてが表示した基準に適合する場合に限り

製材の乾燥表示が、15%の場合	5点加点
-----------------	------

製材の乾燥表示が、15%と20%が混在する場合	4点加点
-------------------------	------

製材の乾燥表示が、18%の場合及び枠組材のD表示の場合	4点加点
-----------------------------	------

製材の乾燥表示が、20%の場合	3点加点
-----------------	------

6. 工場における出荷材のうちのJAS格付実績(10点)

JAS製材品普及推進展示会審査項目と採点の細目の減点表による。

ただし、新規認証工場については、認証月の翌月からの実績で判断し、前年に実績のない場合は、認証月の翌月から出品する前の月までの実績で判断する。

7. その他

機械等級区分製材：乾燥材の表示があるものに限り、機械による強度等級の確認を除き乾燥材として評価する。

保存処理製材：薬剤の浸潤度、吸収量の確認を除き、表示された規格で評価する。

また、現地審査委員会において、これらの採点方法等に該当しない項目等について現地で新たに採点等を行った場合は、その旨を記録し、他開催会場での審査委員会に通知し、統一的な採点を行うこととする。

(注) 最終の集計点数について

- ・ 加点を加えた得点で評価する。ただし、同点の場合は、加点を除く得点(本体の得点)が多い方を上位とする。
- ・ 製材は満点の105で割った値で正規化し、評価する。
- ・ 枠組材は満点の104で割った値で正規化し、評価する。